

サービス種類	従前相当サービス
サービス名称	訪問介護相当サービス
サービス種別コード	A2【訪問型サービス(独自)】

(共生型サービスコード)

①指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従事者基礎研修課程修了者等により行われる場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	1121	共生型訪問型独自サービス/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合※月5週提供する場合など、月5回以上提供する場合に使用。ただし、イとロの合成単位数を比較して小さい方を使用すること。	1,176単位 × 70%	823	1月につき		
A2	2121	共生型訪問型独自サービス/211 日割		1176単位	日割の場合 ÷ 30.4日	39単位	39単位 × 70%	27	1日につき
A2	1221	共生型訪問型独自サービス/212		(2)1週に2回程度の場合※月5週提供する場合など、月9回以上提供する場合に使用。ただし、イとロの合成単位数を比較して小さい方を使用すること。	2,349単位 × 70%	1,644	1月につき		
A2	2221	共生型訪問型独自サービス/212 日割		2349単位	日割の場合 ÷ 30.4日	77単位	77単位 × 70%	69	1日につき
A2	1331	共生型訪問型独自サービス/213		(3)1週に2回を超える程度の場合※月5週提供する場合など、月13回以上提供する場合に使用。ただし、イとロの合成単位数を比較して小さい方を使用すること。	3,727単位 × 70%	2,609	1月につき		
A2	2331	共生型訪問型独自サービス/213 日割		3727単位	日割の場合 ÷ 30.4日	123単位	123単位 × 70%	86	1日につき
A2	2421	共生型訪問型独自サービス/221	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287単位	287単位 × 70%	201	1回につき	
A2	2521	共生型訪問型独自サービス/222		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179単位 × 70%		125
A2	2631	共生型訪問型独自サービス/223		(二)所要時間45分以上の場合	220単位	220単位 × 70%	154		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算		-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11 日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算		-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算		-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12 日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算		-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算		-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13 日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算		-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算		-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2		
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算		-2		

A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算			1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算				
A2	4011	共生型訪問型独自サービス初回加算/2	ハ 初回加算		200単位加算	200単位×70%	140		
A2	4013	共生型訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100単位×70%	70	1月につき
A2	4012	共生型訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200単位×70%	140	
A2	6112	共生型訪問型独自口腔連携強化加算/2	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50単位×70%	35	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1,000加算				
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1,000加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1,000加算				
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1,000加算			1月につき	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1,000加算				
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1,000加算				

訪問型サービス【従前相当サービス(独自)】 コード A2

サービス種類	従前相当サービス
サービス名称	訪問介護相当サービス
サービス種別コード	A2【訪問型サービス(独自)】

(共生型サービスコード)

②指定居宅介護事業所で重度訪問介護従事者養成研修課程修了者等により行われる場合・指定重度訪問介護事業所が行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	1131	共生型訪問型独自サービス/311	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合※月5週提供する場合など、月5回以上提供する場合に使用。ただし、イとロの合成単位数を比較して小さい方を使用すること。	1,176単位 × 93%	1,094	1月につき		
A2	2131	共生型訪問型独自サービス/311 日割		1176単位	日割の場合 ÷ 30.4日	39単位	39単位 × 93%	36	1日につき
A2	1231	共生型訪問型独自サービス/312		(2)1週に2回程度の場合※月5週提供する場合など、月9回以上提供する場合に使用。ただし、イとロの合成単位数を比較して小さい方を使用すること。	2,349単位 × 93%	2,185	1月につき		
A2	2231	共生型訪問型独自サービス/312 日割		2349単位	日割の場合 ÷ 30.4日	77単位	77単位 × 93%	72	1日につき
A2	1341	共生型訪問型独自サービス/313		(3)1週に2回を超える程度の場合※月5週提供する場合など、月13回以上提供する場合に使用。ただし、イとロの合成単位数を比較して小さい方を使用すること。	3,727単位 × 93%	3,466	1月につき		
A2	2341	共生型訪問型独自サービス/313 日割	3727単位	日割の場合 ÷ 30.4日	123単位	123単位 × 93%	114	1日につき	
A2	2431	共生型訪問型独自サービス/321	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287単位	287単位 × 93%	267	1回につき	
A2	2531	共生型訪問型独自サービス/322		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 179単位	179単位 × 93%	166		
A2	2641	共生型訪問型独自サービス/323		(二)所要時間45分以上の場合 220単位	220単位 × 93%	205			
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算		-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11 日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算		-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算		-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12 日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算		-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算		-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13 日割	日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算		-1	1日につき		
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算		-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算		-2		
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合 2単位減算			-2		

A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算			1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算				
A2	4021	共生型訪問型独自サービス初回加算/3	ハ 初回加算		200単位加算	200単位×93%	186		
A2	4023	共生型訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/3	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100単位×93%	93	1月につき
A2	4022	共生型訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/3			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200単位×93%	186	
A2	6122	共生型訪問型独自口腔連携強化加算/3	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50単位×93%	47	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1,000加算			1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1,000加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1,000加算				
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1,000加算			1月につき	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1,000加算				
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1,000加算				